

57 市民活動を支援します

主要
施策

- 57-1. 市民活動関連施設の充実
- 57-2. 市民活動への支援



まちづくりを考える市民活動

現況と課題

○地方分権の時代を迎えて、市民・事業者・行政が地域のパートナー^{※1}としてそれぞれの役割を認識し、連携しながら協働による自主・自立の地域づくりに取り組むことが、住み良いまちとしての満足度を高めています。

○地域にはさまざまな知識や経験を持った個人やNPO^{※2}団体やボランティア^{※3}団体が多様な活動を行なっていますし、町内会は行政と市民との橋渡し役としての役割を果たしてきました。環境保全や地域福祉、文化活動な

どのさまざまな分野において、町内会・サークル活動・NPO団体・ボランティア団体といった地域活動団体が主体的に行う活動の発展を支援していく必要があります。

基本方針

市民や地域活動団体と行政とがお互いの役割を理解し、情報の共有と活動の共有を行うとともに、地域の連帯感を保ちコミュニティ活動や市民活動団体の自主的な活動が盛んな地域づくりに努めます。

※1 パートナー：共同で仕事をこなす相手
※2 NPO：利益を追求することを主目的にしないで社会に有用なサービスを提供する組織のことで、「民間非営利組織」と訳される
※3 ボランティア：社会をよりよくしていくため、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人々の行為のこと

主要
施策57-1 市民活動関連施設の
充実

市民活動の拠点となる地域会館などの整備を計画的に進めていくとともに、市民活動を広げる場として市民情報サロンや恵庭市交流プラザ(まなび館)などの公共施設の提供に努めます。

【主な事業】

- ・地区会館整備事業（再掲）
- ・地域会館整備事業

57-2 市民活動への支援

町内会や各種地域団体、ボランティア団体などとのネットワーク化を図りながら市民主体の活動が行いやすい環境整備に努めるとともに、まちづくりやコミュニティ活動に取り組もうとする団体や市民に対しての支援や人材の発掘・育成を進めます。

【主な事業】

- ・市民活動助成制度の検討
- ・ボランティア・NPO活動の支援
- ・人材育成支援事業



交流プラザまなび館(緑町)

58 男女が平等に暮らせるまちづくりを着実に進めます

主要
施策

- 58-1. 男女平等意識の高揚
- 58-2. 女性の社会参加に対する支援



女性ネットワーク

現況と課題

○平成15年7月に男女共同参画推進条例(恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例)を制定し、同条例に基づいて、平成16年2月に恵庭市男女共同参画基本計画が策定されました。

○社会制度上は男女平等が進みましたが、必ずしも充分ではないことから女性の社会参加を促進させるために様々な取り組みを行ってきました。すべての男女が平等に暮らせるま

ちをめざし、家庭や学校、職場、地域社会や行政において実践していくことが必要です。

基本方針

女性と男性が性別に関わりなく、すべて平等に人間としてのすばらしさを認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて、男女平等意識の高揚と女性の積極的な社会活動への参加を促進します。

主要
施策58-1 男女平等意識の
高揚

行政施策に女性の考え方を反映させるとともに、学校教育の場やさまざまな学習の機会をとらえて男女平等に関する認識を深めていきます。

【主な事業】

- ・ 審議会委員の女性登用の促進
- ・ 男女共同参画社会推進事業

58-2 女性の社会参加に
対する支援

男女共同参画推進活動を進める団体の事業活動を支援し、女性の社会活動への参加や働きやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】

- ・ 女性団体ネットワーク形成の支援



審議会の女性参加(総合計画審議会)

59 国際交流・姉妹都市交流を推進します

主要
施策

- 59-1. 国際化の推進
- 59-2. 海外都市交流の推進
- 59-3. 国内姉妹都市交流の推進

現況と
課題

○交通・情報通信の急速な発達により、人・モノ・情報が地域や国を超えて活発に交流する国際化の時代を迎えています。世界がより身近なものとなり、地球的な視野に立った地域の課題に取り組むことが求められています。

○市民の団体や個人による主体的な国際交流が盛んに行われ、海外との友好親善においても、中国貴陽市^{※1}やニュージーランドティマル市^{※2}との間で市民相互の交流が行われてきました。また、国内においても山口県和木町^{※3}との姉妹都市交流を積極的に進めてきました。

○在住外国人も年々増加する傾向にあります。今後も、市民の国内・国外における幅広い交流活動を支援するとともに、外国人も安心して暮らせるまちづくりの推進、国際性豊かな人づくりの推進を図っていく必要があります。

基本
方針

国際交流団体が相互の連携を図り、市民の国際化理解を深める活動を展開するとともに、外国人の受け入れ体制の整備や市民との交流を促進します。また、多様な国際交流と和木町との姉妹都市交流を推進します。

主要
施策

59-1 国際化の推進

年々増加傾向にある在住外国人が住みやすい環境整備に努めるとともに、市民、各種団体、行政による国際交流活動を促進します。

【主な事業】

- ・国際化推進ガイドライン^{※4}の策定
- ・国際交流活動の促進

59-2 海外都市交流の推進

多様な国際交流を推進するため、海外都市との友好・提携に向けた環境整備に努めます。

【主な事業】

- ・海外都市との交流促進

※1 貴陽市…中華人民共和國貴州省の省都で人口340万人のまち
※2 ティマル市…ニュージーランドの南島に位置する人口2万7,000人のまち



山口県和木町の街並

59-3 国内姉妹都市交流の推進

人的交流を中心に教育・文化・産業などの和木町との交流に努めます。

【主な計画】

- ・山口県和木町との交流促進



英語指導助手(AET)の授業風景

※3—和木町・明治19年、山口県岩国・和木地方からの集団入植により、今日の赤陵市の礎が築かれたという歴史的事由により昭和54年に和木町と姉妹締結を結びました。

※4—ガイドライン・目標、目安となる基準